

令和 7 年11月14日
鹿 児 島 県 警 察

再発防止対策の見直し・改善について

1 はじめに

令和 5 年以降の一連の非違事案を踏まえ、鹿児島県警察（以下「県警察」という。）においては、令和 6 年 8 月 2 日に「鹿児島県警察において発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策について」（以下「再発防止対策」という。）を取りまとめ、これに基づき、全職員を挙げて各種施策に取り組んできた。

再発防止対策に盛り込まれた施策は、既に全てを実施に移しているところであるが、これらはいずれも一過性のものとして終わらせるのではなく、その効果等を検証しながら、今後も継続して取り組んでいかなければならないものである。こうした観点から、県警察においては、取組を始めて 1 年が経過したことを機に、この 1 年間の取組を評価するとともに、鹿児島県議会から再発防止対策の見直しと改善によるより効果的で実効性のある非違事案防止対策の実施を要望されたことなども踏まえ、鹿児島県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）の指導を受けつつ、再発防止対策の見直し・改善を図ることとしたものである。

2 現状の評価

再発防止対策は、「職責の自覚と高い職務倫理のかん養に向けた取組の強化」を始め 4 つの項目から構成されるが、令和 6 年 8 月から令和 7 年10月末までに取り組んだ主な施策の実施状況は別添 1 の第 1 のとおりである。また、これらの施策の確実かつ継続的な実行を確保するため、改革推進委員会を開催し、主要施策の検討や有識者を招へいしての意見交換を実施してきた（別添 1 の第 2）ほか、警部補以下で構成され、全所属に設置された改革推進研究会が多数回開催され、様々な提言がなされてきた（別添 1 の第 3）。

県警察では、再発防止対策による職員の意識変化、各施策に対する評価等を確認するため、令和 7 年 5 月26日から 6 月 3 日までの間、全職員を対象としたアンケートを実施した（当該アンケートの結果の詳細は別添 2 のとおり。）。このアンケートにおいて、「非違事案防止に対する自身の意識は高まったか」という質問に対し、「とても高まった」、「やや高まった」と回答した者は回答者の約86%であり、職員の意識改善に成果が上がっていることが見て取れる。また、「これまで実施してきた再発防止対策に対する評価」に係る質問（3つまでの複数回答可）に対し、「非違事案は自分にも起こり得るものとして捉え、真剣に取り組め

た」と回答した者が約70%、「絶対に非違事案を起こさないと思えるようになった」と回答した者が約66%となっており、県警察が取り組んでいる再発防止対策を肯定的に捉えている職員が多い。

他方で、前記アンケートにおいて、前述の非違事案防止に対する自身の意識に係る質問に対し、「あまり高まらなかった」、「全く高まらなかった」と回答した者が約6%となったほか、再発防止対策に対する評価に係る質問に対し、「一部の悪いことをした人間のために大部分の警察職員が多大な迷惑を被っており、納得がいかない」と回答した者が約18%となるなど、一部の職員には県警察の取組が響いていないことがうかがえた。

具体的な取組については、例えば、警察情報システムの一斉点検の実施等を通じて個人情報の漏えい防止対策が実効的なものとなったほか、部長同士の小規模検討会や部門間連携会議の実施が定着化し、平素からの情報共有・連絡調整・部門をまたがる課題等について検討・調整が従前よりも図られやすい環境が整備されたと評価できる。また、閲覧性向上を図るための県警察ホームページの改修や県公安委員会の議事録等の見直しを行うなど、県民等への情報発信について改善が図られた。さらに、改革推進研究会が、自由に意見を交わし提言を行うことを通じて、組織について個々の職員が自発的に考える場となっているほか、提言等のうち、改革推進委員会で検討の上、県警察の組織運営に係る施策に反映されるものが出てくるなど、改革推進研究会及び改革推進委員会の趣旨や制度が職員の間で定着しつつあり、組織の制度や仕組みの面では概ね必要な改善が図られ、効果を上げていると考えられる。

しかしながら、再発防止対策を取りまとめた令和6年8月以降にも、警視が職務上知り得た秘密を漏洩するなどした事案（停職1月）等の非違事案が発生しており、未だ、県民の県警察に対する信頼を回復するには至っていないと認められる。

3 部内外の意見

(1) 県公安委員会からの主な御指摘

再発防止対策の取組については、県警察から県公安委員会に対し随時報告され、その進捗状況等の確認が行われているところ、県公安委員会からは、

- ・本部だけで取り組むのではなく、現場職員の意見を聞いて取り組むこと。
- ・県警察の活動状況等については、一般の方にもタイムリーに情報提供していくこと。
- ・効果が現れるまで期間を要する施策もあることから、1年で施策を取りやめるのではなく、継続して実施すること。
- ・専門的知識を有する者の知見を生かすなどして、より実効的な再発防止対

策を講じること。

等の御指摘があった。

(2) 県公安委員会委員を交えた職員座談会における主な意見

県警察では、令和7年8月21日、22日及び26日の3日間、県公安委員会委員を交えた職員座談会を開催したところ、職員からは、再発防止対策に関し、

- ・組織や個人が当たり前のことを当たり前にするという意識を持つようになっているので、組織全体としては変わってきていると感じる。
- ・再発防止対策も大事であるが、通常業務に負担を感じるため、通常業務の合理化なども進めてほしい。
- ・再発防止対策の施策の数を減らした方が良いという考えはない。一番大事なのは風化させないことなので、継続実施すべきだと思う。
- ・戒めの教養より、県民からの感謝の言葉の方がモチベーションが上がり、やりがいを感じることができる。

などの意見があった。

(3) 警察署協議会における主な御意見

県警察では、令和7年7月から9月までの間、全警察署の協議会から再発防止対策に関する意見・要望等を聴取したところ、

- ・前向きに進むための意見を自由闊達に言える環境が署内にあることが分かった。
- ・ホームページを見ると研修等に力を入れて取り組んでいる。ただ、その内容が住民には伝わっていないと感じる。
- ・特定の行事や活動以外、警察と触れ合う機会がないことから、地域行事等にもっと積極的に参加してほしい。

などの御意見があった。

(4) 県議会からの主な御指摘

県警察が再発防止対策を取りまとめた令和6年8月2日以降、鹿児島県議会では、再発防止対策に関して継続的に質問が行われ、第三者委員会による真相究明を求める意見を含む、多くの御指摘があった。

こうした中、令和7年3月17日、総務警察委員会において、同委員会からの要望事項として、伝達の齟齬が生じないような連絡体制の構築、教養内容の充実及び継続的实施、懲戒処分の基準を含めた見直し等の検討、再発防止対策の見直しと改善によるより効果的で実効性のある非違事案防止対策の実施、再発防止対策の実施状況等の効果的かつタイムリーな情報発信・広報の実施、信頼回復を図り県民の安全安心を確保する鹿児島県警察を目指すことの6点が伝達された。

(5) 県民からの御意見

再発防止対策策定前における一連の非違事案に関し県民から寄せられた御意見は2,419件（令和6年7月31日現在）であり、その多くは相次ぐ非違事案に対する怒りや県警察に対する失望であったところ、その後の令和6年8月1日から令和7年10月31日までの間に寄せられた御意見は、再発防止対策策定後に発生した非違事案に関するものも含めて1,055件であった。その多くは、県警察に対する憤り等であり、依然として県民から厳しい御批判を頂いている一方、再発防止対策により県警察の信頼回復に期待する御意見もあった。

4 見直し・改善策の概要

(1) 見直し・改善に当たっての基本的な考え方

前記2を踏まえると、再発防止対策により、多くの職員に一定の効果が生じていると認められることから、再発防止対策の内容の大きな方向性は妥当であると考えられる。今後は、意識の改善が十分とは言えない一部の職員に意識変容を促すとともに、非違事案の絶無に向けて各施策の見直し・改善を図り、再発防止対策をより実効的な内容とする必要性が認められる。こうした観点から、前記3の意見を踏まえつつ、各施策の強化・高度化を図ることとする。

また、再発防止対策が策定されて1年が経過する中で、再発防止対策の取組やその効果を持続的なものとすることも求められる。この点、職員が前向きに業務に取り組むことができる環境を整備することは、再発防止対策の継続の実施に寄与するとともに、組織全体の適正な職務執行の基盤となり、職責の自覚や高い職務倫理の定着化に資すると考えられることから、再発防止対策の取組と並行して、職員が前向きに業務に取り組むことができる環境整備にも取り組むこととする。

(2) 見直し・改善の概要

ア 既存施策の強化・高度化

【共通】

○職員の意識変化等に係る定点観測の実施・定着化（令和8年に実施）

今後、アンケートを定期的の実施し、職員の意識変化の状況等を確認する。また、より精緻な分析を行えるよう当該アンケートの内容について改善を図る。

○改革推進委員会分科会の活性化（直ちに実施）

改革推進委員会において協議する事項について、必要な調査及び検討を行うための組織である分科会は、これまで、2回の開催にとどまっているところ、今後、改革推進研究会から出された提言等の組織運営上の課題について分科会において議論するなど、分科会の活性化を図る。

○ワンストップ相談窓口の設置及び匿名機能の付与（令和7年10月実施済み）

職員による各種相談、提案、通報等に係る窓口については、これまで、それぞれが別の窓口となっており、かつ、窓口ごとに相談等の方法が異なっていた。このため、県警の業務端末において、ワンストップ相談窓口ツールを導入し、ナビゲーション形式で必要項目を選択することで適切な相談等の窓口、方法を教示できるようにするとともに、ハラスメントに係る相談等、情報保護の必要性の高い相談等については、匿名機能を付与したメールでの相談等も可能となるようにした。

○再発防止対策に係る各種教養の所属別の受講率の把握及び低受講率所属への指導の実施（令和7年中に実施）

現在、再発防止対策に係る各種教養の実施状況については、教養実施所属から報告を受けることで把握・管理しているが、今後、受講所属から教養ごとの受講率（全所属職員のうち当該教養を受講した者の割合）についても報告させるとともに、低受講率の所属に対しては、当該教養の再実施等の必要な指示を行う。

【各施策】

・「職責の自覚と高い職務倫理のかん養に向けた取組の強化」関係

○部外有識者による教養内容等の充実化（令和8年に実施）

前記アンケートにおいて、「再発防止対策に対する自身の意識を高められたと感じた施策は何か」という質問（3つまでの複数回答可）に対し、「部外講師による講話」と回答した者が約37%で最も多かった。こうした意見及び最近の非違事案の発生状況も踏まえ、今後、部外講師による講話の内容について、女性、人権等に係るものに重点を置くなどより実効的なものとする。また、職員が自身の異性や飲酒等に係る依存症のリスクを自覚できるチェックリストを整備するなど、部外有識者の専門的知見を活用し、教養資料の充実化を図る。

○職員の誇り、使命感の更なる醸成（令和7年中に実施）

警察は県民の期待と信頼に応える組織であることを改めて認識するため、県民から寄せられた応援メッセージ等について機関誌等で紹介するなど、職員の誇り、使命感の更なる醸成を図るための取組を推進する。

・「個人情報保護に対する意識の向上と漏えい防止対策の推進」関係

○個人情報の漏えい防止対策の強化（近年中に実施）

出張時等の庁舎外における端末紛失による個人情報の漏えいを防止するため、端末に情報を保存できないデータレス端末の導入を検討するなど、個人情報の漏えい防止対策の更なる強化を図る。

・「適確な指揮統率と組織的対処の強化」関係

○県警察本部による警察署への指導・支援の更なる強化（直ちに実施）

県警察では、警察署からの業務に関する相談等に対して適確に対応するため、令和7年3月、県警察本部の各部に「業務サポートデスク」を設置したほか、同年4月、小規模警察署に勤務する職員が育児休業等により一定期間欠員となる場合に主に県警察本部から代替要員を派遣する業務支援要員派遣制度を導入するなど、県警察本部による警察署への指導・支援の強化を図ってきた。引き続き、警察署への巡回指導・教養の強化を図り、警察署における実態等を適切に把握するとともに、今後、警察署に対する捜査支援に係る施策を更に推進するなど、県警察本部による警察署への指導・支援の更なる強化を図る。

○幹部職員に対する多面観察の高度化（令和7年11月以降に順次実施）

県警察では、幹部職員のマネジメント能力向上に向け、令和6年11月、警察本部5所属及び警察署7所属の警部以上の幹部職員（警察官118人及び一般職員19人）を対象として多面観察を試行実施した。当該試行実施結果を踏まえ、全所属の警視（同相当職を含む。）以上の職員を対象とし、観察項目を大幅に増やすなどの改善を図った上で、再度、試行実施し、令和8年度中に本格運用を開始する。

○他部門配置者の適切な人材配置・育成の実施（中長期的に実施）

県警察では、幹部職員として必要な適性を実質的かつ多角的に見極めていくため、令和7年3月、警部補昇任試験及び巡査部長昇任試験に合格した者の約9割を昇任前に配属されていた部門ではない他部門に配置した。この配置については、職員の間にその趣旨が十分に伝わっていない面も見受けられることから、今後も引き続き、他部門への優先的配置は継続実施するとともに、当該他部門配置者に対して異動趣旨等を丁寧に説明し、継続的なフォローを行いつつ、中長期的に適性、能力等を見定めた上で、適切な人材配置・育成を図る。

・「県民と真摯に向き合う、より開かれた県警察を目指す取組の強化」関係

○苦情・相談に係る組織的対応の強化（令和7年10月に一部実施済み、その他は同年11月中に実施）

苦情処理における組織的対応をより強化するため、苦情等処理規程を改正し、従来、警務部門が行うこととされていた苦情に係る調査や本部長又は県公安委員会への報告等について、同部門と本部業務主管部門が協議・連携して行うこととするなど、苦情処理における本部業務主管部門の積極的関与を明記した。

また、警察安全相談業務に係る通達を改正し、緊急の対応を要する相談事案について本部業務主管課及び本部長への報告を明確化する。

○県民への適切な情報発信・広報の推進（直ちに実施）

日頃の警察活動や各種犯罪情勢等について、既存の媒体以外の媒体を活用した情報発信に取り組むほか、再発防止対策の進捗状況についても、引き続き、タイムリーかつ積極的に情報発信を行うなど、県民への適切な情報発信を強化、継続する。また、自治体等の要請に基づき警察音楽隊を積極的に派遣するなど、県民が警察と触れ合う機会の拡充を図る。

イ 前向きに業務に取り組むことができる環境の整備

○業務の合理化・効率化の取組の強化

職員から再発防止対策の実施と並行して業務の合理化に取り組むべきとの意見があったことを踏まえ、職員の業務負担軽減は職責の自覚と高い職務倫理のかん養に資するという認識の下、電子決裁・報告の積極的活用によるペーパーレス化を推進するとともに、改革推進研究会による提言等を活用して、業務の合理化・効率化に係る取組を強化する。

○女性の活躍推進に向けた取組の強化

女性の視点を反映した組織運営をより一層推進し、多様な人材が活躍する環境を整備することで、組織における公正や尊重を重視する意識を更に高めることができるという認識の下、「女性警察官キャリアデザインセミナー」の受講対象者の拡大を図るほか、女性活躍の重要性に対する幹部職員の意識醸成を図るための研修会である「幹部マネジメント研修」及び「女性職員セミナー」において、部内外で活躍している女性等に講演してもらうなど、より実務的な内容とする。

また、適材適所の観点を考慮しつつ、従前、女性が配置されていない役職に新たに女性職員を配置することを検討する。

○メンタルヘルスに係る取組の充実強化等

心身の疲労やストレスの軽減は倫理的判断力の維持に資するという認識の下、メンタルヘルスに係る取組の充実強化を図るとともに、各所属長に対し、職場環境の改善に向けて必要な事項をより具体的に示すなどする。

5 おわりに

前記4の見直し・改善策は、再発防止対策のうち、現時点で考えられる見直し・改善策であるが、ここに記載のない再発防止対策についても、引き続き真摯に取り組を進めていくことはもちろん、今後も、より効果的で実効性のある非違事案防止対策を講じるため、PDCAサイクルに基づき、各施策の見直し・改善を継続的に実施することとする。全職員を当事者とした県警察改革は未だ道半ばであり、引き続き、県民のための県警察として、職員一丸となって努力を重ねてまいりたい。

別添 1

再発防止対策の主な取組（令和 7 年 10 月 31 日現在）

第 1 再発防止対策の実施状況

1 職責の自覚と高い職務倫理のかん養に向けた取組の強化

- (1) 定期的に部長同士の小規模討論会を開催～15回実施
- (2) 部内機関誌に「部長リレー投稿」を掲載～7人分掲載
- (3) 犯罪被害者・交通事故被害者の講演の実施～3回実施
- (4) 警察OBによる経験談を踏まえた講話等を実施～13所属において25回実施
- (5) 警務部長及び首席監察官による巡回指導を実施～全警察署において87回実施
- (6) 非違事案防止検討会の実施～各所属において156回実施
- (7) 身上把握・指導時の教養資料を充実
- (8) 職員の家族等に所属長からの手紙等を送付～全所属において78回実施
- (9) 家族参加型のレクリエーション等を実施～46所属において78回実施
- (10) 出勤前の自宅におけるアルコールチェックを義務化～令和 7 年 2 月 27 日

2 個人情報保護に対する意識の向上と漏えい防止対策の推進

- (1) アクセス権の見直し～令和 6 年 9 月 30 日
- (2) アクセス権に応じた各種機能制限の見直し～令和 6 年 10 月 10 日
- (3) 情報リテラシー教養の実施～教養資料の発出及び研修会等を 5 回実施
- (4) e ラーニング教養等の実施～本部 2 所属において27回実施
- (5) 外部有識者による講演会の開催～3回実施
- (6) 照会確認業務にスクリーニング機能を設置～令和 7 年 3 月 3 日

3 適確な指揮統率と組織的対処の強化

- (1) 実際の事件等を題材とした捜査指揮に関する実践的研修
～本部 8 所属において実践的研修を指導
- (2) 新任所属長による小規模討論会の実施～令和 7 年 3 月 13 日
- (3) 新任所属長に対する研修会の実施～令和 7 年 4 月 18 日
- (4) 各部長を含む警部以上の職員に対し、部下職員が匿名で評価を行う多面観察の試行運用～令和 6 年 11 月
- (5) 警察署からの相談等を一時的に受け付ける業務サポートデスクを設置
～令和 7 年 3 月 27 日
- (6) 警務部長が主宰し、本部各部門の参事官等による部門間連携会議を開催
～16回実施
- (7) 警部補及び巡査部長昇任者の約 9 割を昇任前と異なる他部門へ配置
～令和 7 年 3 月 27 日

4 県民と真摯に向き合う、より開かれた県警察を目指す取組の強化

- (1) 本部の各主管部門による巡回指導・教養の強化～本部 5 所属において実施
- (2) 各種取組のホームページへの掲載
- (3) 訓令・通達等について県警ホームページ掲載の見直しを実施
～公表件数は476件(従前より+163件)
- (4) 全警察署へ地域住民の意見を反映させるべく業務推進を図るとともに、その結果について丁寧な説明を図っていくよう示達

第2 改革推進委員会の開催状況

1 改革推進委員会

(1) 開催状況

ア 定例会～15回

イ 臨時会～19回

(2) 主な検討内容

ア 「鹿児島県警察・改革推進委員会運営細目」について

イ 今後の方向性について

ウ アルコールチェックの義務化及び飲酒ルールの制定について

エ 再発防止対策等進捗状況のホームページ公表について

オ 改革推進委員会への有識者招へいについて

カ ホームページデザインについて

キ 再発防止対策の年間スケジュールについて

ク 再発防止対策の見直し・改善について

ケ 再発防止対策の進捗状況について

(3) 有識者を招へいしての意見交換

ア 令和6年11月26日（第5回臨時会）

講師：鹿児島県社会保険労務士会 三輪全子会長

テーマ：ハラスメントの防止及び働きやすい職場環境の構築

イ 令和7年3月10日（第11回臨時会）

講師：民間企業の派遣講師

テーマ：部下職員へのコーチングとコミュニケーション方法

ウ 令和7年3月19日（第12回臨時会）

講師：永里佐和子弁護士、新山奈津子弁護士

テーマ：人権・ジェンダー、性的マイノリティ

エ 令和7年3月31日（第13回臨時会）

講師：西川口榎本クリニック副院長(精神保健福祉士・社会福祉士)

斉藤章佳氏

テーマ：「人権尊重(犯罪抑止)」に関する理解不足が組織や個人に与える影響

オ 令和7年6月27日（第17回臨時会）

講師：認定心理士 平川真理子氏

テーマ：各種ハラスメントと部下職員への適切な指導要領

カ 令和7年8月5日（第18回臨時会）

講師：第92代警視総監 高橋清孝氏

テーマ：危機管理、業務管理、人事管理等の組織マネジメント

2 分科会

(1) 開催状況

2回

(2) 主な検討内容

出勤前のアルコールチェックの義務化

第3 改革推進研究会の開催状況

1 開催状況

合計325回

2 提言

(1) 提言数

303件

(2) 提言の内訳

警務関係	組織に関するもの	4件
	任用に関するもの	34件
	服務に関するもの	92件
	給与に関するもの	12件
	留置管理に関するもの	7件
	職場教養に関するもの	15件
	術科教養に関するもの	11件
相談広報関係	苦情等に関するもの	8件
	広報に関するもの	10件
会計関係	監査に関するもの	6件
	予算に関するもの	2件
	管財に関するもの	11件
	装備に関するもの	14件
監察関係	監察に関するもの	28件
厚生関係	災害補償、保険に関するもの	6件
情報管理関係	電子計算に関するもの	7件
	照会に関するもの	1件
警察学校関係	警察学校に関するもの	1件
地域関係	地域一般に関するもの	20件
	通信指令に関するもの	1件
捜査関係	捜査一般に関するもの	7件
	組織情報に関するもの	1件
運転免許管理関係	免許手続に関するもの	2件
その他	その他	4件
合計		304件

※提言数303件に対して内訳合計が304件となっている理由は、1つの提言が2つの内容に及んだため

3 実現に至った主な提言

- ・ 執務服の軽装化
- ・ 他の改革推進研究会から寄せられた提言の共有
- ・ 術科大会の映像配信
- ・ 広報紙のデジタル配信
- ・ ポロシャツ型夏服上衣、空調ベストの着用
- ・ 捜査書類作成事務の省力化

別添 2

1 全職員へのWebアンケートによる意識調査

- (1) 実施期間：令和7年5月26日から同年6月3日までの9日間
- (2) 対象者：全職員 3,121人（入校者、育児休業者等回答不能者を除く）
- (3) 実施結果：回答者 3,053人（回答率 約97.8%）

2 アンケート結果

- 昨年から再発防止対策に取り組んだ結果、非違事案防止に対する自身の意識の高まりについて

とても高まった	1,299 件	43%
やや高まった	1,318 件	43%
あまり高まらなかった	156 件	5%
全く高まらなかった	44 件	1%
どちらでもない	236 件	8%
合計	3,053 件	100%

- 再発防止対策を通じて、自身の行動の変化について

変化があった	1,641 件	54%
特に変化はない	1,371 件	46%
合計	3,012 件	100%

（無回答41人）

- 以前に比べて、具体的にどう行動が変化したか（上記問で、「変化があった」と回答した者（1,641人）が対象、複数回答可）

職場での「報・連・相」をより意識するようになった	937 件	57%
警察情報の取扱いにより慎重になった	898 件	55%
警察職員としての誇りと使命感について、意識する機会が増えた	853 件	52%
各種教養について、より真剣に受けるようになった	723 件	44%
家族のことを意識する機会が増えた	699 件	43%
各種ハラスメントに該当しないように意識して発言や行動を執るようになった	608 件	37%
相談者・被害者等に寄り添った(心情に配慮した)職務執行をより心掛けるようになった	577 件	35%
同僚や部下職員の様子を気に掛けるようになった	559 件	34%

自分の係、課、所属、組織について考える機会が増えた	555 件	34%
飲酒量に気を付けるようになった（アルコールの飲み方を見直すようになった）	526 件	32%
ワークライフバランスが進み、仕事と休みをしっかりと区別できるようになった	464 件	28%
部下職員に指示・指導を行う際、より具体的に行うようになった	436 件	27%
部外に対する説明責任や情報発信を意識するようになった	419 件	26%
部下職員の業務をより深く把握するようになった	393 件	24%
業務を行う際、横の連携も意識するようになった	385 件	23%
部下職員への言葉遣いに気を付けるようになった	382 件	23%
同僚と話をする機会が増えた又は同僚から相談等を受けることが増えた	239 件	15%
本部に質疑しやすくなり、本部に質疑する回数が増えた	130 件	8%
その他	18 件	1%
合計	9,801 件	－

○ これまで実施してきた再発防止対策に対する評価について（３つまで回答）

非違事案は自分にも起こりうるものとして捉え、真剣に取り組めた	2,133 件	70%
家族や組織、県民に迷惑をかけてはいけなとこれまで以上に意識するようになり、絶対に非違事案を起こさないと考えるようになった	2,022 件	66%
各種再発防止対策に取り組んだお陰で、新しい気づきを得たり、考え方が変わったりした	637 件	21%
一部の悪いことをした人間のために大部分の警察職員が多大な迷惑を被っており、正直、納得がいかない	558 件	18%
自分の周りには、まだ再発防止への意識が低い職員がいると感じている	391 件	13%
再発防止対策に割く時間が多すぎて、負担に感じている（本来の業務に支障が出ている）	371 件	12%
本部と警察署では再発防止に対する取組姿勢に温度差があると思う	252 件	8%
特に感じることはない	82 件	3%
非違事案に至る寸前で立ち止まる勇気が持てた（非違事案を未然に防げた）	68 件	2%

その他	69 件	2%
合計	6,583 件	－

○ 今後の再発防止対策の在り方について（3つまで回答）

これまでやってきた施策を継続して実施していくべきだ	1,409 件	46%
他県警や他官庁などの非違事案防止対策を取り入れて、さらにバージョンアップさせて実施するべきだ	1,094 件	36%
再発防止対策の内容を当たり前に感じるようになるまで継続すべきだ	886 件	29%
何をやってもやる人はやるし、やらない人はやらないので、全職員一律ではなく、再発防止に関心の低い職員に重点を置いて対策すべきだ	690 件	23%
再発防止対策が多すぎるので、施策を厳選し、かつ頻度を減らして実施すべきだ	488 件	16%
再発防止対策をいつまで続けるのか先が見えないので、終期を明確にすべきだ	208 件	7%
職員間でも再発防止の意識は相当高まっているので、特別な取組は必要ない	127 件	4%
あまり効果的でなかったなので、抜本的に見直す必要がある	122 件	4%
特に感じることはない	111 件	4%
その他	105 件	3%
合計	5,240 件	－

○ 再発防止対策に対する自身の意識が高められたと感じた施策について（3つまで回答）

部外講師による講話	1,143 件	37%
e ラーニングを使用しての各種教養、小テスト	899 件	29%
警務部長による巡回指導（訓育等）	469 件	15%
改革推進研究会の設置	460 件	15%
所属長から家族への手紙、職場主催の家族とのレクリエーション	377 件	12%
各部各課による巡回指導・教養	303 件	10%
意識が高められたと感じた施策はない	269 件	9%
照会記録確認業務のスクリーニング機能	256 件	8%

県警察ホームページ見直しなどによる積極的な情報発信	236 件	8%
ファシリテーションを活用した小グループ検討会	177 件	6%
さつま「部長リレー投稿」	149 件	5%
その他	144 件	5%
合計	4,882 件	—

○ 効果がないと感じた施策について（3つまで回答）

e ラーニングを使用しての各種教養、小テスト	370 件	12%
所属長から家族への手紙、職場主催の家族とのレクリエーション	356 件	12%
さつま「部長リレー投稿」	309 件	10%
部外講師による講話	297 件	10%
照会記録確認業務のスクリーニング機能	259 件	8%
警務部長による巡回指導（訓育等）	217 件	7%
ファシリテーションを活用した小グループ検討会	215 件	7%
改革推進研究会の設置	193 件	6%
県警察ホームページ見直しなどによる積極的な情報発信	170 件	6%
各部各課による巡回指導・教養	150 件	5%
その他	60 件	2%
効果がないと感じた施策はない	1,647 件	54%
合計	4,243 件	—